

区内郵便局との地域における協力に関する協定の締結について

区と中野区内郵便局は、地域において両者が双方の資源を有効に活用して連携し高齢者、子育て世帯、障害者などを含む地域の誰もが、安心して快適に暮らせるまちづくりを推進することを目的に、以下のとおり協定を締結する。

なお、協定については、区と中野区内郵便局を代表する日本郵便株式会社中野郵便局との間で締結する。

1 協力事項

次の事項について連携、協力する。

- (1) 高齢者、障害者、子どもその他住民等の異変に気づいた場合の対応
- (2) 道路の異状を発見した場合の対応
- (3) 路上に不法投棄等の障害物を発見した場合の対応
- (4) その他認知症への理解、適切な対応の推進など、地域の見守り支えあい活動に資する相互の取組み

2 区内郵便局の役割

区内郵便局は、郵便物の配達時や窓口等の業務中に協力事項に掲げる内容を把握した場合には、業務に支障のない範囲で区に情報提供する。

3 区の役割

区は情報提供にもとづき、関係機関等と連携して必要な措置、対応を行い区民の福祉向上に努める。

4 協定の有効期間

協定締結の日から平成 30 年 3 月 31 日まで（更新可）

5 今後の予定

平成 29 年 3 月 24 日 協定締結（予定）